

# 自動車税還付金委任状

年 月 日

熊本県自動車税事務所長 様

## 委任者（納税義務者）

住所		
氏名	実印	電話番号
		( ) -

下記自動車の自動車税還付金の受領に関する権限を次の者に委任します。

登録番号	標板 熊本	数字	カガ	数字	還付原因	年 月 日 (抹消・重複納付・その他)
------	----------	----	----	----	------	------------------------

※委任者は納税義務者です。個人・法人問わず、必ず実印（代表者印）を押印してください。  
この用紙の訂正は、必ず委任者の訂正印で訂正してください。

## 受任者（還付金を受領する者）

郵便番号	※	9	11	12	15							
住所	16											35
	36											55
フリガナ	56											75
	76											85
氏名称	86											105
	106											112
電話番号 (昼間連絡がとれる番号)	( ) -											
口座振込希望の場合記入してください。（受任者と同一名義のみ可）（但し郵便局を除く） ※口座振替を希望しない場合は、送金通知書（県外は送金小切手）での受取となります。												
金融機関名	銀行					支店						
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号		※	106				112	
口座名義人												

### 添付書類

- 1 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）・・・写しでも可
- 2 抹消登録の場合は、登録識別情報等通知書等の写
- 3 二重払いの場合は、双方の領収証の写
- 4 納税後間もない場合（本状提出日以前の2週間程度）は、領収証の写
- 5 委任者（納税義務者）の住所等が車検証と異なる場合は、住所の移転等が確認できる書類（住民票等の写し等）

### 注意事項

- 1 委任者（納税義務者）は4月1日現在の名義人です。
- 2 提出期限を過ぎて提出された場合は、納税義務者に還付されます。
- 3 太線枠内については、必ず記載・押印漏れが無いようにしてください。  
記載漏れ、記載誤り等不備があった場合は、返送又は納税義務者に還付することがあります。
- 4 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の県税等があるときは、地方税法第17条の2（過誤納金の充当）の規定の適用により、当該未納の県税等に充当されるため、委任状の受任者に還付されない場合があります。

※提出期限は、抹消などの事実が発生した日の翌月7日です。

(提出期限日が休日等の場合は、その直後の開庁日となります。)

-----ここから下は記入しないでください。-----

調定年度（西暦）	※	113			116					
県外フラグ	※	117								
金融機関コード	※	118	121	支店コード	※	122	124	預金種別	※	125
委任状サイン	※	126								

※印は半角のパンチ項目です。

提出先 〒862-0901  
熊本市東区東町4丁目14-37  
熊本県自動車税事務所  
電話 096-368-4020